【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】

有価証券届出書

関東財務局長

平成25年8月27日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

取締役社長 大場 昭義

東京都千代田区丸の内一丁目3番1号

尾崎 正幸

0 3 - 3 2 1 2 - 8 4 2 1

東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド (為替ヘッジあり)(年1回決算型)

当初自己設定 100万円 継続申込期間 上限 1兆円

該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上Roggeニッポン海外債券ファンド(為替ヘッジあり)(年1回決算型) (以下「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定に基づ く投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関 及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関 を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりま す(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいま す。)。委託会社である東京海上アセットマネジメント投信株式会社(以下「委託会社」といいます。) は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、 振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付 業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初自己設定:100万円とします。 継続申込期間:1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初自己設定:1口当たり1円

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先(以下「委託会社サービスデスク」といいます。)

東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク

0 1 2 0 - 7 1 2 - 0 1 6 (土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

(5)【申込手数料】

発行価格に1.05% * (税抜1%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とし ます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税(以下 「消費税等」といいます。) が含まれます。

*消費税率が8%になった場合は、1.08%となります。 分配金再投資コース(下記「(6)申込単位」をご参照ください。)の収益分配金の再投資により取得 する口数については、手数料はありません。

(6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコース が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。(販売会社との間で定時定額 購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとしま す。)

分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得する ことができます。

(7)【申込期間】

当初自己設定:平成25年9月12日

継続申込期間:平成25年9月12日から平成26年9月19日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、継続申込期間において、お申込み日が以 下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

継続申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、 販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービス デスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

当初自己設定

委託会社は、当初自己設定にかかる発行価額の総額を信託設定日(平成25年9月12日)に、受託会社で ある三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定する当ファンドの口座に払 込みます。

継続申込期間

取得申込者は、申込金(発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払 総額をいいます。)を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座 を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

- a.受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。ただし、継続申込期 間において、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
- b.取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。 ただし、当ファンドは上 記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその 時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- c.取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申 込分は翌営業日の受付分とします。
- d.上記にかかわらず、取引所()における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の 受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
 -)金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます(以下、本書において同じ。)。
- e.取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。 (ただし、既に取引口座 をお持ちの場合を除きます。)
- f.分配金再投資コースの場合には、申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投 資に関する契約を締結する必要があります。

上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この 場合、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)。

g. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する 取り決めを行います。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振 替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の 振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として「東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」(以下「マザー ファンド」ということがあります。) 受益証券に投資を行い、為替ヘッジ後利回りを勘案して、安定し た収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信/海外/債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

尾州区公主

<u> </u>						
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大中 大中小 債 一 会 を 会 し し し し し し し し し し し し し し し し し	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	グローバル (日本を除く) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券 (一般))) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他())	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投 資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

		有価証券届出書(内国投資
単位型・	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その
追加型		後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行
		われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいい
		ます。
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
地域		たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記
	N= / I	載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載がある。
		載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の
		資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ
扣次头	14	るものをいいます。
投資対象 資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
貝性 		たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があ るものをいいます。
		1000000000000000000000000000000000000
	順分	一日神兄音なたは投資信託が新にのいて、組入資産による主にたる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があ
		たる牧員収血が失真的に関分を派水とする自の記載がの るものをいいます。
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		一日調光音なたは投資に記録がためいて、超八資産による工作をる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券およ
		び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があ
		るものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外
		の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産
		投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益
		を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
	ジメント・ファンド) MRF(マネー・リザー	規則」に定められるMMFをいいます。
		一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
	ブ・ファンド)	規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政
		令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託
		並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4
A-D		の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する温度の表現である。
	4-7-4-70	る運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注
		意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるい
		は運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成し ております。

属性区分の定義

			周江巴力のた我
投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの
資産			をいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株
			に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型
			株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全ての
			ものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各
		니다 	
			国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関
			債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資
			する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行す
			る社債に主として投資する旨の記載があるものをいいま
			す。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債
			以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをい
			います。

1	ı	1511551	有侧趾分庙山青(内国坟具)。 1887 - 1887 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 1888 - 188
		格付等クレ	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発
			行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確
		属性	な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に
	不動女机		加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産
	スの仏次立		投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債 券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるもの
			分のよび不動産技術以外に投資する自の記載がめるもの をいいます。
	資産複合	資産配分	をいいより。 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資
	貝圧阪口	夏度配力 固定型	日嗣兄童よたは投資信託別款にあいて、複数資産を投資 対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載が
			あるものをいいます。
			目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資
		変更型	対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の
			記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないも
			のをいいます。
決算頻度	年 1 回	•	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する
			旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する
			旨の記載があるものをいいます。
	年4回		目論見書または投資信託約款において、年4回決算する
		_	旨の記載があるものをいいます。
	年6回(隔月])	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する
	5 10 5 1	1.	旨の記載があるものをいいます。
	年12回(毎月	1)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)
			決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨 の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
 投資対象	グローバル	1	工能属性にめてはよりない主でのものをいいより。 目論見書または投資信託約款において、組入資産による
投資別家 地域			日嗣兄音よたは投資信託別款にのいて、超八頁屋による 投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
1-6-2			をいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
			投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
			をいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
			投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある
			ものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
			投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある
	72,57		ものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
			投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
	7 67 -7		投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載
			があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
			投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があ
			るものをいいます。
	アフリカ		目論見書または投資信託約款において、組入資産による
			投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載が
	中 定畫 / 中書	= \	あるものをいいます。
	中近東(中東	₹)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があ
			投員収益が中辺泉地域の負性を源泉とする目の記載がの るものをいいます。
	エマージング	<u> </u>	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
	_ ` ` ` ` ` ` `		投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の
			資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリース	ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託
			(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除
			きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・ス	tブ・	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関す」
	ファンズ		る規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズ
			をいいます。

		有価証券届出書(内国投資作
為替	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッ
ヘッジ		ジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があ
		るものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを
		行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う
		旨の記載がないものをいいます。
対象イン	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連
デックス		動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいま
		す。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連
		動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいま
		す。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッ
		ジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指
		数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若し
		くは逆連動を含む。) を目指す旨の記載があるものをい
		います。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資
		またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と
		する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信
		託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる―
		定の条件によって決定される旨の記載があるものをいい
		ます。
	ロング・ショート型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左
	/ 絶対収益追求型	右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・
		ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある
		ものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲
		げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは
		運用手法の記載があるものをいいます。
居州区公 (50000000000000000000000000000000000000	= 詳ログラグラック 「商品分類に関する比針」をキャに承託を対が

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより5,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1. 主として日系発行体の外貨建で債券等に投資します

■ 主として「東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」受益証券を通じて、日系発行体 (日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等)が世界で発行する外貨建ての債券や優先出資証券*1等*2に 投資を行い、為替ヘッジ後利回りを勘案して、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を 行います。

※1 外国で発行する優先出資証券の性質を有するものを含みます。※2 MTN(ミディアムタームノート)、劣後債、短期証券等を含みます。

- 流動性確保あるいは投資環境等の観点から、短期金融商品や国債等に投資する場合があります。
- 原則として、投資適格*3の格付けを有する発行体(母体企業の格付けを含みます。)が発行する債券等を 投資対象とします。

※3 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2013年7月現在)のいずれかからBBB格相当以上の格付けを取得しているものを指します。

●マザーファンドの運用の指図に関する権限を、英国の投資顧問会社「東京海上Rogge社」に委託します。

2. 原則として、為替ヘッジを行います

→ 為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクを抑えます。

投資適格債に投資



マザーファンドは、原則としてMoody' s社、 S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社(2013年 7月現在)のいずれかからBB格相当以上の 格付けを取得している債券等に投資を行います。

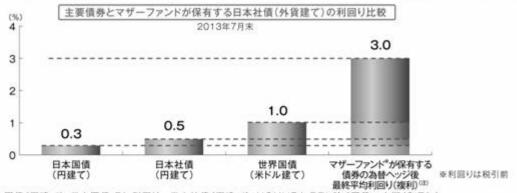
格付けとは

- 格付機関が金融機関を含めた社債等の 発行会社について、債務の支払能力等を 評価するものです。
- 一般的に、投資適格債は元本や利息の 支払いが相対的に安全であると評価されて いる債券で、S&P社等の格付機関により、 BBB格以上と格付けされた債券のことを 指します。また、BB格以下と格付けされた 債券はハイ・イールド債と呼ばれています。

北米通貨建て	欧州通貨建て
BTMUキュラソー・ホールディング	BTMUキュラソー・ホールディング
NTTファイナンス	JTI UK Finance PLC
アメリカン ホンダーファイナンス	アメリカン ホンダ ファイナンス
オリックス	国際協力銀行
国際協力銀行	新生銀行
第一生命保険	住友商事
武田墓品工業	地方公共団体金融機構
大和証券グループ	トヨタ クレジット カナダ
地方公共団体金融機構	トヨタ モーター クレジット
東京都	トヨタ モーター ファイナンス オランダ
トヨタ クレジット カナダ	日本政策投資銀行
トヨタ モーター クレジット	日本電信電話
トヨタ モーター ファイナンス オランダ	野村ヨーロッパファイナンスエヌブイ
日本政策投資銀行	野村銀行インターナショナルPLC
日本生命保護	JR東日本
日本電信電話	富国生命保険
日本道路公団	三井住友銀行
野村ホールディングス	三菱東京UFJ銀行
JR東日本	りそな銀行
米国日産販売金融子会社	V. 4
ホンダ カナダ ファイナンス	
みずほ銀行	
みずほファイナンス(キュラソー)エヌブイ	
みずほファイナンス (ケイマン)リミテッド	
三并住友銀行	
三井住友銀行ニューヨーク支店	
三并住友信託銀行	
三菱高事	
三菱UFJ信託銀行ニューヨーク支店	
三菱東京UFJ銀行	
りそな銀行	
LEAD DERKEL LEGAL MENTAL	グラム枠を設定済みの発行体等があります。

日系発行体が世界で発行する外貨建て債券の魅力

ではありません。



日本国債(円建て):日本国債 5年利回り 日本社債(円建て):NOMURA-BPI 除く国債 中期(3-7年) 世界国債(米ドル建て):シティグループ世界国債インデックス(3-5年・米ドルベース) *東京海上ROBESC-ッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

- ●現在の金利状況が変更になった場合には上記のようにならないことがあります。
- ●上記は過去の実績および過去のデータを基にシミュレーションしたものであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。
- ●日本国債(円建て)・日本社債(円建て)・世界国債(米ドル建て)の利回りは、当ファンドに組み入れる債券の利回りではありません。
- ・最終平均利回りは、繰上償還条項が付与されている銘柄については基準日以降最初の繰上償還予定日を使用し、平均利回りを計算しています。

 ・参為替ヘッジ後の最終平均利回りは、2013年7月末時点の最終平均利回りから年率換算のヘッジコストを差し引いたものです。
- を合き、ソンダの政府では、2013年7月末時点の日本円とヘッジ対象通貨の3ヵ月先渡為替レートをスポットレートで割り、年率換算しています。
- (注)作成基準日時点での通貨構成比率を基に為替ヘッジのコストが一定であると仮定して、委託会社が独自に算出したものであり、実際の利回りとは異なります。当該利回りは、作成基準日時点でのマザーファンドが保有する債券のものであり、ファンドの利回りではありません。内外短期金利差の拡大等により、今後、為替ヘッジコストが変化した場合や保有債券の信用状況等が変化した場合は、上記のようにならないことがあります。

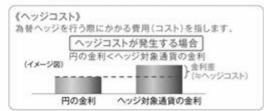
上記で使用するインデックスは、野村證券、シティグループが公表する指数であり、その知的財産は各社に帰属します。また、各社は 対象インデックスについて、正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。

出所:Thomson Datastream、野村證券、シティグループ

為替ヘッジについて

為替ヘッジとは

- ○外貨建て資産を組み入れた際に、為替変動リスクを低減 するために用いられる手法です。
- ○一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、 これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。





幸短期金利差は日本円と主要通貨の短期金利(3カ月LIBOR)の差分で計算

- ▶足元、日本円と主要通貨の短期金利差は縮小しており、為替ヘッジを行う際のヘッジコストは低下しています。
- ▶現時点での金利状況下においては、日本円の投資家は為替ヘッジを行っても、なお外貨建て債券の好利回りに加え、社債と 国債の利回り格差(スプレッド)の享受が期待できます。

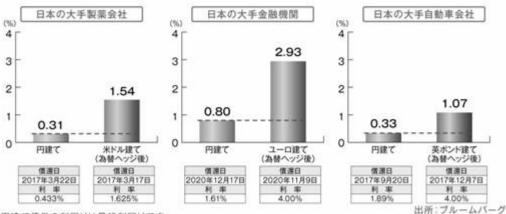
(上記は為替ヘッジの仕組みをご理解いただくために例示したものであり、短期金利差が拡大した場合は、上記のようにならないことがあります。)

●上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

円建て債券と外貨建て債券(為替ヘッジ後)の利回り比較

- ○同じ信用力でも、債券の国内外での利回りには格差があります。
- ○この利回り格差は、現時点での金利状況下においては為替ヘッジのコストを差し引いた後においても、なお魅力的な水準にあります。

(利回り格差の縮小や短期金利差の拡大等により、上記のようにならないことがあります。)



- ※ 各円建て債券の利回りは最終利回りです。
- ※ 為替ヘッジ後の利回りは、2013年7月末時点の各債券の最終利回りから年率換算のヘッジコストを差し引いたものです。
- 幸 ヘッジコストは、2013年7月末時点の日本円とヘッジ対象通貨の短期金利(3カ月LIBOR)の差分を使用しています。
- ※ 上記銘柄には金融子会社発行銘柄を含みます。
- ●上記は過去のデータを基にシミュレーションしたものであり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。 また、ファンドの利回りや実際のファンドに組み入れる債券の利回りを示すものではありません。
- ●上記は、2013年7月末時点における日系発行体が発行する債券の利回りイメージの一部を紹介するものであり、ファンドにおける組み入れを示唆・保証するものではありません。また、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

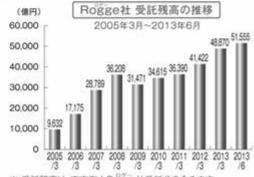
英国の投資顧問会社「東京海上Rogge社」について

社名	東京海上Rogge社 (Tokio Marine Rogge Asset Management Limited)		
所在地	英国ロンドン		
設立	2003年9月		
設立母体(出資比率)	東京海上アセットマネジメント投信 Rogge社(Rogge Global Partners PLC)	50% 50%	
受託残高 (2013年6月末現在)	投資一任契約受託残高 1兆2,041億円 投資信託受託残高 1,850億円		

東京海上Rogge社は、英国のグローバル債券運用のスペシャリストであるRogge社の運用ノウハウを活用し、運用を行います。

グローバル債券運用に特化する 少数精鋭のプロフェッショナル集団、Rogge社の横顔。

- ●設立当初からグローバル債券運用に特化 国際債券市場の中心である英国ロンドンで1984年に設立された Rogge社は、当初からグローバル債券の運用に特化した会社です。
- ●約5.1兆円の受託残高(2013年6月末現在) 欧米やアジアに多くの顧客を抱えています。
- ●経験豊富な運用チームが信頼感を醸成 平均20年以上の経験を有するシニアファンドマネージャー中心に チーム運用を行っています。



※ 受託残高は、東京海上Rogge社受託分を含みます。 出所・東京海上Rogge社のデータを基に東京海上アセットマネジ メント投信作成。

ファンドのしくみ



※市況動向等の事情によっては上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
- ·外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



投資信託/外国債券総合部門 最優秀賞 東京海上アセットマネジメント投信株式会社

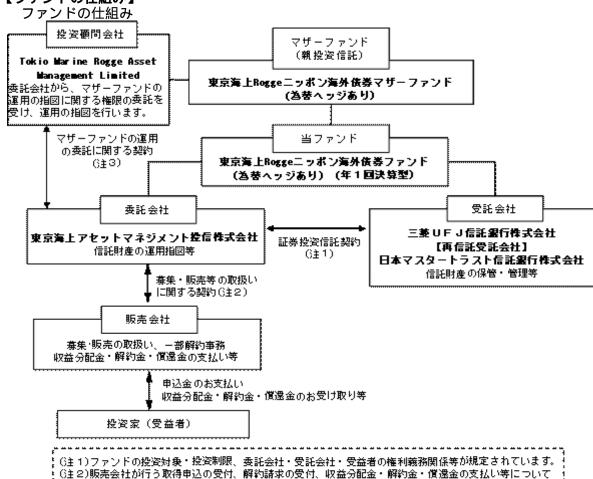
東京海上アセットマネジメント投信株式会社は、格付投資情報センター(R&I)主催の「R&Iファンド大賞 2013」において、 投資信託/外国債券総合部門の最優秀賞を受賞しました。

「R&Iファンド大賞」は、過去のデータに基づいたものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、投資の参考となる情報を提供することのみを目的としており、投資家に当該ファンドの購入、売却、保有を推奨するものではありません。また、R&Iの顧客に対して提供している定性評価情報とは関係ありません。当大賞は信頼すべき情報に基づいてR&Iが算出したものであり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されていません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務(信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権その他の権利は、R&Iに帰属します。R&Iの許諾無く、これらの情報を使用(複製、改変、送信、頒布、切除を含む)することを禁じます。「投資信託/総合部門」の各カテゴリーについては、受賞運用会社の該当ファンドの平均的な運用実績を評価したもので、必ずしも受賞運用会社の全ての個別ファンドそれぞれについて運用実績が優れていることを示すものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

平成25年8月27日 関東財務局長に有価証券届出書提出 平成25年9月12日 ファンドの設定、運用開始(予定)

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社

る際の両者間の取り決めの内容等が規定されています。

・資本金の額 20億円(平成25年6月末日現在)

規定されています。

・会社の沿革

(注3)委託会社が投資顧問会社へ運用指図の権限を委託するにあたり、委託する業務の内容、業務を遂行す

昭和60年12月 東京海上グループ (現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運

用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の

社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上

の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

・大株主の状況(平成25年6月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1.基本方針

当ファンドは、主として「東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」受益証券に投資を行い、為替ヘッジ後利回りを勘案して、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として日系発行体(日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等)が世界で発行する外貨建ての債券や優先出資証券(外国で発行する優先出資証券の性質を有するものを含みます。)等を主要投資対象とするマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

Tokio Marine Rogge Asset Management Limited (以下「東京海上Rogge社」といいます。) に、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

原則として、為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

<参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限(要約)

東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

1.基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

- 2. 運用方法
- (1) 主要投資対象

主として外貨建ての債券や優先出資証券(外国で発行する優先出資証券の性質を有するものを含みます。)等に投資します。

(2)投資態度

主として日系発行体(日本企業もしくはその子会社、日本の政府機関等)が世界で発行する外貨建ての債券や優先出資証券(外国で発行する優先出資証券の性質を有するものを含みます。)等に投資を行い、為替ヘッジ後利回りを勘案して、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

流動性確保あるいは投資環境等の観点から、短期金融商品や国債等に投資する場合があります。 Tokio Marine Rogge Asset Management Limited (東京海上Rogge社)に、運用の指図に関する権限を委託します。

組入銘柄は、原則としてBBB格相当以上の格付けを有する発行体(母体企業格付けを含みます。)が発行する債券等とします。

ポートフォリオのデュレーションは概ね3~5年程度とし、市況環境・投資対象の発行量や流動性等を勘案して適宜、調整します。

原則として、為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

- 3. 運用制限
 - (1)株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
 - (2)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
 - (3)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
 - (4)上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします
 - (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

- 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)

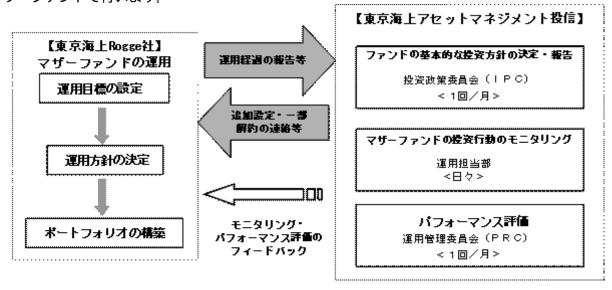
約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形
- 2.委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UF」信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10)コマーシャル・ペーパー
 - (11)新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を 含みます。)および新株予約権証券

- (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を 有するもの
- (13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (15)外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- (17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22)外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- 3.委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条 第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指 図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
- 4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図 ができます。

(3)【運用体制】

・ 当ファンドの運用は、投資方針に基づき日系発行体が世界で発行する外貨建ての債券等に投資します。 ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。なお、実質的な運用は、マ ザーファンドで行います。



当ファンドは債券運用部グローバル債券運用グループ(13名)が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室(5名)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参

加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

なお、当ファンドが投資対象とするマザーファンドは東京海上Rogge社に運用の指図に関する権限を委託します。東京海上Rogge社は委託会社およびRogge Global Partners PLC (Rogge社)が50%ずつ出資した合弁会社です。委託会社は、運用状況について随時確認できる体制を構築しています。このほか委託会社においては、東京海上Rogge社の運用、リスク管理、コンプライアンス、バックオフィスの各機能について定期的に確認を行っています。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び 運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、平成25年6月末日現在)

(4)【分配方針】

年1回(原則として6月20日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益 (評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (「配当等収益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等 に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配 金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - () 諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた 立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

a.委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる 投資の指図をしません。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ)

- b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- c.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条 第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が

それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条 / 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 投資する株式等の範囲(約款第19条)
- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第21条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一 部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第22条)

- a.委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- b.委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c.委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第23条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。) を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの 指図をすることができます。
- b.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り ではありません。
- c.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第25条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲 内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計 額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします

有価証券の空売(約款第26条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入(約款第27条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。 なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行 うものとします。
- b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で 行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第29条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b.上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入(約款第35条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1.投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額 は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドでは、比較的流動性の低い資産への投資を行うため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。

銘柄・発行体集中リスク

当ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行う場合や、1銘柄または同一発行体の組入れ比率が高くなる場合があります。そのため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄または同一発行体の価格変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる可能性があります。

劣後債・優先出資証券等固有のリスク

一般的に劣後債・優先出資証券等には繰上償還条項が設定されています。市況動向等により、繰上償還が実施されない場合、もしくは繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、劣後債・優先出資証券等には利息・配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息・配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2.その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に外貨建ての公社債等を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申 込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、 受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得 しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

3.管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門に おいて厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制> <担当運用部> (東京海上Rogge社を含みます。) 運用リスクの把握・自主管理等 監視・フィードバック 監視・フィードバック < 運用リスク管理部門 > <コンブライアンス部門> ○運用ガイドライン遵守状況のチェック 等 ○法令遵守に関する管理・指導 ○必要な基礎データの管理 運用実績の評価 ○市場リスク、信用リスクの把握・管理等 報告 報告 報告 <コンブライアンス委員会> <運用管理委員会> (原則月1回・随時) (原則月1回・随時) コンプライアンス状況の検証・審議を行い、 運用管理上の問題点等を審議し、 コンプライアンスの推進・徹底のために有効と 自らの投資行動の評価を通じて質の高い運用 考えられる各施策の立案・実施に関する決定を 体制の維持・向上をめざします。 行います。 <内部監査部門> 業務全般にわたる運営体制の監査

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に1.05% (税抜 1%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。 *消費税率が8%になった場合は、1.08%となります。

分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金時(解約時)の手数料はありません。

ただし、解約時の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価 額に0.3%の率を乗じて得た額)を差し引いた価額となります。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.0185% ^ (税抜0.97%)を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。 *消費税率が8%になった場合は、年率1.0476%となります。

の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期 末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分(税抜)については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.55%	年0.4%	年0.02%

投資顧問会社である「東京海上Rogge社」が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期間の 最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに支払うこととし、その報酬額は信託財 産の純資産総額に対し、年率0.33%を乗じて得た額とします。

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は毎日、純資産総額に対し、 年率0.0105%*(税抜0.01%)を乗じて得た金額(ただし、年63万円* (税抜60万円)の1日分相当 額を上限とします。)を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了 のときに信託財産中から支弁します。 *消費税率が8%になった場合は、各々、年率0.0108%、年64.8万円となります。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受 託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費 用、外国における資産の保管等に要する費用等(全て消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て 等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から 支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示す ることができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示 することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下 のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。ま、 た、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認く ださい。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成25年12月31日までは10.147%(所得税 7.147%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課 税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告 分離課税を選択した場合の税率は、平成25年12月31日までは10.147%(所得税7.147%、地方税3%)と なります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金) 1)は課税されません。

平成26年1月1日以降においては、源泉徴収税率は20.315%(所得税15.315%、地方税5%)となり、申 告分離課税を選択した場合の税率は20.315%(所得税15.315%、地方税5%)となります。

解約時および償還時の譲渡益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む) を控除した利益)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等について は、平成25年12月31日までは10.147%(所得税7.147%、地方税3%)の税率による申告分離課税が適用 されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)。

平成26年1月1日以降の税率は、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)となります。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税

を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益に ついては、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAを ご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配 当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で 非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わ せください。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」 (2) 超過額については、平成25年12月31日までは7.147%の税率による所得税の源泉徴収が行われま す。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみ であり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。

平成26年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15.315%となります。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- 1)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収 益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該 収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- 2)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込 手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。) をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元 本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。

5【運用状況】

当ファンドは平成25年9月12日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有して おりません。したがって、下記の各項目に該当する計数は存在しません。

ファンドの運用状況については、原則として毎年6月20日を基準日として作成される有価証券報告書に記 載されます。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり) 平成25年6月28日現在

		7.13 T - 2.2 2 2 7 1 1	-X-0 0/ 3-0 H - / 0 H
資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	291,215,142	4.75
特殊債券	日本	977,907,354	15.97
社債券	日本	3,720,644,285	60.79
	アメリカ	676,792,079	11.05
	ケイマン	406,831,240	6.64
	小計	4,804,267,604	78.49
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後) 合計(純資産総額)		46,955,500	0.76
		6,120,345,600	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の投資資産) 投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

平成25年6月28日現在

П	(3,1,3 <u>—)</u>		1 15275				hΕά	等価額	ĖΨ	 価額	
順	A417.47	111-1-#	イチ业工	Til - ti	/#\\== +11.70	÷=-		男 川 合共		1川台共	投資
位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限		単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	比率 (%)
1	ORIX 3.75 03/09/17	日本	社債券	3.750	2017/03/09	6,693,000	10,276.03	687,775,069	10,117.30	677,151,277	11.06
2	JFM 4 01/21 INTL	日本	特殊債券	4.000	2021/01/13	5,500,000	11,348.69	624,178,219	10,795.60	593,758,275	9.70
3	NSANY 1.95 09/12/17	アメリカ	社債券	1.950	2017/09/12	4,997,000	9,985.67	498,984,171	9,738.44	486,630,250	7.95
4	MSINS Var 03/15/2072	日本	社債券	7.000	2072/03/15	4,274,000	11,227.42	479,860,324	10,660.53	455,631,338	7.44
5	SUMIBK 4 11/09/20	日本	社債券	4.000	2020/11/09	3,128,000	13,539.35	423,510,874	13,733.43	429,581,706	7.01
6	MIZUHO 4.2 07/18/22	ケイマン	社債券	4.200	2022/07/18	4,180,000	10,276.03	429,538,292	9,732.80	406,831,240	6.64
7	JFCORP 2 1/8	日本	特殊債券	2.125	2019/02/07	3,874,000	10,251.16	397,130,280	9,916.08	384,149,079	6.27
8	RESONA 5.85 Perp	日本	社債券	5.850	2016/04/15	3,509,000	10,573.77	371,033,852	10,475.18	367,574,329	6.00
9	MITCO 1 7/8 07/17	日本	社債券	1.875	2017/07/13	3,462,000	9,958.93	344,778,410	9,730.83	336,881,438	5.50
10	MTFG 2.35 02/17	日本	社債券	2.350	2017/02/23	3,385,000	10,146.88	343,471,982	9,899.42	335,095,431	5.47
11	TOKYO 1 5/8 06/06/18	日本	地方債 証券	1.625	2018/06/06	3,000,000	9,811.08	294,332,557	9,707.17	291,215,142	4.75
12	SUMIBK3.95 01/22	日本	社債券	3.950	2022/01/12	2,898,000	10,605.32	307,342,356	10,037.44	290,885,240	4.75
13	DAIL 7 1/4 Perp	日本	社債券	7.250	2021/07/25	2,137,000	11,392.07	243,448,632	10,701.94	228,700,553	3.73
14	NIPLIF 5 10/18/42	日本	社債券	5.000	2042/10/18	2,308,000	10,324.34	238,285,877	9,593.79	221,424,740	3.61
15	NKSJHD 5.325 03/28/73	日本	社債券	5.325	2073/03/28	2,200,000	9,831.21	216,286,742	9,168.87	201,715,140	3.29
16	TOYOTA4 12/07/17	アメリカ	社債券	4.000	2017/12/07	579,000	16,558.55	95,874,010	16,477.38	95,404,082	1.55
17	TOYOTA 3.3 01/22	アメリカ	社債券	3.300	2022/01/12	973,000	10,426.87	101,453,526	9,738.72	94,757,747	1.54
18	MITCO 2.75 09/15	日本	社債券	2.750	2015/09/16	650,000	10,233.64	66,518,673	10,170.54	66,108,538	1.08
19	TACHEM 1 5/8 03/17	日本	社債券	1.625	2017/03/17	587,000	9,992.09	58,653,606	9,739.70	57,172,074	0.93
20	NTT 2.15 02/26/20	日本	社債券	2.150	2020/02/26	550,000	9,850.71	54,178,951	9,585.90	52,722,481	0.86

b. 投資有価証券の種類

東京海 FRoggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

米ボ海工N0ggeニッハノ海外頂がマッーファフト(海自ハッノのリ)					
種類	投資比率(%)				
地方債証券	4.75				
特殊債券	15.97				
社債券	78.49				
合 計	99.23				

投資不動産物件

東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり) 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり) 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】 該当事項はありません。

【分配の推移】 該当事項はありません。

【収益率の推移】 該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

<参考情報>

(平成25年8月27日現在)

当ファンドは、2013年9月12日から運用を開始します。有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用 実績はありません。

●基準価額·純資産の推移

該当事項はありません。

●分配の推移

該当事項はありません。

●主要な資産の状況

該当事項はありません。

●年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、当ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の 2 種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c.販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d.取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌 営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先(委託会社サービスデスク)

東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク

0 1 2 0 - 7 1 2 - 0 1 6 (土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

- f.申込手数料は、発行価格に1.05% * (税抜1%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 *消費税率が8%になった場合は、1.08%となります。
- g.上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、 委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止す ること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知が

あった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

i.定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り 決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求 を行うことができます。
- b.ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、 販売会社にお問い合わせください。
- c.解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
- d.解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせく ださい。
- e.解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは 翌営業日受付としてお取扱いします。
- f.解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を差し引いた価額とします。
- g.解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h.解約にかかる手数料はありません。
- i.解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j.委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k.信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- 1.受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a.基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。) を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して 得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算について は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づ く予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとしま す。
 - < 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a.日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) b.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) c.価格情報会社の提供する価額

c.基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成25年9月12日から平成36年6月20日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日()を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。(第1計算期間は平成25年9月12日から平成26年6月20日まで)

(___) 法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当 該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事 項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g.上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。 信託約款の変更
- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b.委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決 権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該 提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。

g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

委託会社と投資顧問会社との契約の期間は、当事者の別段の意思表示がない限り、原則として、マザー ファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数がで再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は、信託設定後、平成25年9月12日から開始する予定であり、当ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行います。監査証明を受けたファンドの財務諸表は、原則として毎年6月20日を基準日として作成される有価証券報告書に記載されます。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の現況)

東京海上Roggeニッポン海外債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

平成25年6月28日現在

種類	金額	
資産総額	6,252,085,901 円	
負債総額	131,740,301 円	
純資産総額(-)	6,120,345,600 円	
発行済数量	5,258,672,319 🏻	
1 単位当たり純資産額(/)	1.1639 円	

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 1. 名義書換
 - 該当事項はありません。
- 2. 受益者に対する特典 特典はありません。
- 3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。
- 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- 5. 受益権の譲渡の対抗要件
 - 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成25年6月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年6月28日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は次の通りです。

	本数	純資産総額(百万円)		
追加型公社債投資信託	1	8,204		
追加型株式投資信託	119	1,826,870		
単位型公社債投資信託	0	0		
単位型株式投資信託	13	69,248		
合計	133	1,904,323		

3【委託会社等の経理状況】

- 1.当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基 づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	第27期	第28期
次主の切	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
資産の部 流動資産		
流動員性 現金・預金	5 761 1 <i>1</i> 5	6 752 001
	5,761,145	6,753,091
前払費用 未収委託者報酬	137,793	134,096
	1,436,947	1,616,237
未収収益 未収入金	1,777,274	2,117,109
不収八並 繰延税金資産	8,319	153,977 189,883
	190,994	•
その他の流動資産	13,153	6,634
流動資産計	9,325,628	10,971,029
固定資産		
有形固定資産	* 1 259,429	* 1 217,693
建物	153,031	122,475
器具備品	106,397	95,217
無形固定資産	3,144	3,144
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	929,396	815,403
投資有価証券	16,664	19,427
関係会社株式	254,342	254,342
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	143,968	95,530
敷金	361,849	291,959
繰延税金資産	121,371	122,944
固定資産計	1,191,969	1,036,240
資産合計	10,517,598	12,007,270
負債の部		
流動負債		
預り金	28,305	30,099
未払金	* 2 1,318,980	* 2 1,569,259
未払手数料	388,412	454,177
その他未払金	930,567	1,115,081
未払費用	52,898	57,434
未払消費税等	67,999	85,291
未払法人税等	544,000	596,000
前受収益	415,827	317,700
賞与引当金	207,304	191,919
その他の流動負債	787	-
流動負債計	2,636,103	2,847,704
固定負債	2,000,100	2,047,704
	115 077	127 020
退職給付引当金	115,077	137,928
役員退職慰労引当金	25,260	31,080
固定負債計	140,337	169,008
負債合計	2,776,440	3,016,712
純資産の部		
株主資本	7,741,052	8,989,342

		有恤訨夯庙出書(内国投貨
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	5,741,052	6,989,342
利益準備金	388,426	443,612
その他利益剰余金	5,352,625	6,545,729
繰越利益剰余金	5,352,625	6,545,729
評価・換算差額等	105	1,215
その他有価証券評価差額金	105	1,215
純資産合計	7,741,157	8,990,558
負債・純資産合計	10,517,598	12,007,270

(2)【損益計算書】

(単位:千円) 第27期 第28期 (自 平成23年4月1日 (自 平成24年4月1日 至 平成24年3月31日) 至 平成25年3月31日) 営業収益 委託者報酬 5,441,098 6,959,798 運用受託報酬 6,132,962 6,585,557 投資助言報酬 24,836 20,963 その他営業収益 1,992 1,992 営業収益計 11,600,891 13,568,311 営業費用 支払手数料 1,957,922 2,732,478 広告宣伝費 117,675 133,560 公告費 2,281 2,244 調査費 3,263,965 3,642,781 調査費 1,195,887 1,160,919 委託調査費 * 1 2,068,077 * 1 2,481,861 委託計算費 85,593 82,588 営業雑経費 127,614 128,344 通信費 31,372 28,568 印刷費 69,710 72,899 協会費 14,644 16,766 諸会費 4,391 4,213 図書費 7,495 5,896 営業費用計 5,555,052 6,721,997 一般管理費 給料 2,399,236 2,441,088 役員報酬 71,115 69,444 給料・手当 * 1 * 1 1,730,916 1,755,780 賞与 597,205 615,864 交際費 7,417 10,606 旅費交通費 100,354 99,221 租税公課 41,500 44,567 不動産賃借料 343,381 343,381 役員退職慰労引当金繰入 7,090 5,820 退職給付費用 72,098 70,091 賞与引当金繰入 207,304 191,919 固定資産減価償却費 99,879 91,309 法定福利費 381,465 395,650 福利厚生費 9,181 7,867 諸経費 377,049 408,719 一般管理費計 4,107,055 4,049,148 営業利益 1,996,689 2,739,259 営業外収益 * 1 受取配当金 * 1 115,821 145,322 受取利息 1,091 1,151 雑益 1,064 2,410 営業外収益計 117,976 148,885

		有伽訨夯庙出書(内国投貨
二 営業外費用		
維損	32,361	46,933
営業外費用計 	32,361	46,933
—————————————————————————————————————	2,082,305	2,841,210
大型 特別損失		
器具備品除却損	71	911
特別損失計	71	911
税引前当期純利益	2,082,233	2,840,299
	924,989	1,041,220
法人税等調整額	21,996	1,076
法人税等合計	946,985	1,040,144
当期純利益	1,135,247	1,800,154

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

		(単位:十円)
	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	2,000,000	2,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	334,429	388,426
当期変動額		
剰余金の配当	53,996	55,186
当期変動額合計	53,996	55,186
当期末残高	388,426	443,612
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,811,339	5,352,625
当期変動額		
剰余金の配当	593,960	607,051
当期純利益	1,135,247	1,800,154
当期変動額合計	541,286	1,193,103
当期末残高	5,352,625	6,545,729
利益剰余金合計		
当期首残高	5,145,769	5,741,052
当期変動額		
剰余金の配当	539,964	551,864
当期純利益	1,135,247	1,800,154
当期変動額合計	595,282	1,248,290
当期末残高	5,741,052	6,989,342
株主資本合計		
当期首残高	7,145,769	7,741,052
当期変動額		
剰余金の配当	539,964	551,864
当期純利益	1,135,247	1,800,154
当期变動額合計	595,282	1,248,290
当期末残高	7,741,052	8,989,342
	31/45	· ·

		有価証券届出書(内国投資
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	47	105
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	153	1,109
当期变動額合計	153	1,109
当期末残高	105	1,215
 評価・換算差額等合計		
当期首残高	47	105
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	153	1,109
当期変動額合計	153	1,109
当期末残高	105	1,215
純資産合計		
当期首残高	7,145,721	7,741,157
当期変動額		
剰余金の配当	539,964	551,864
当期純利益	1,135,247	1,800,154
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	153	1,109
当期变動額合計	595,436	1,249,400
当期末残高	7,741,157	8,990,558

重要な会計方針

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、少額固定資産(取得価格が10万円以上20万円未満の資産)については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 長期前払費用

定額法

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第28期

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

第28期

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

前事業年度において、「流動資産」の「その他の流動資産」に含めていた「未収入金」は資産の総額の100分の1を越えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他の流動資産」に表示していた21,473千円は、「未収入金」 8,319千円、「その他の流動資産」 13,153千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

第28期

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

当事業年度において、本社事務所の一部解約申し込みを行ったため、当該一部解約に係る建物附属設備の耐用年数、原状回復義務の費用総額及び履行時期の見積りの変更を行っております。なお、原状回復工事は当事業年度末において完了しております。これにより、当該変更前と比べて、当事業年度の固定資産減価償却費が17,384千円、諸経費が16,224千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益がそれぞれ33,609千円減少しておりますが、当該変更により特別損失が33,609千円減少していることから、税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第27期 平成24年 3 月31日現]在	第28期 平成25年 3 月31日現在		
*1.有形固定資産の減価償却累 りであります。	計額は次のとお	* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		
建物 器具備品	95,026千円 401,705千円	建物 器具備品	103,012千円 418,700千円	
* 2 . 関係会社に対する主な資産 区分掲記した以外で各科目 関係会社に対するものは次の す。	に含まれている			

未払金	576,853千円	未払金	709,361千円
(うち支配株主に対するもの	124,843千円)	(うち支配株主に対するもの	142,986千円)
(うち子会社に対するもの	123,032千円)	(うち子会社に対するもの	150,208千円)
(うち関連会社に対するもの	328,978千円)	(うち関連会社に対するもの	416,166千円)

(損益計算書関係)

(IXIII THININ)		v	
第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 * 1.関係会社との主な取引高は次のとおりで あります。 給与・手当 531,681千円 季詳調査費 1,737,827千円	
* 1.関係会社との主な取引高は次のとおりであります。			
給与・手当 473,719千円 委託調査費 1,576,497千円 受取配当金 115,821千円		給与・手当 委託調査費 受取配当金	531,681千円 1,737,827千円 145,225千円

(株主資本等変動計算書関係)

第27期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成23年4月1日 現在	増加	減少	平成24年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額 509.964千円 (ロ) 1株当たり配当額 13,315円 (八) 基準日 平成23年3月31日 平成23年6月30日

(二) 効力発生日

(2) 金銭以外による配当

平成23年6月15日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当財産の種類 株式会社東京海上研究所普通株式

(ロ) 配当財産の帳簿価格 30,000千円 (八) 1株当たり配当額 783円

(二) 基準日 平成23年6月15日 (木) 効力発生日 平成23年6月21日

- (3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 551,864千円

(ロ) 配当の原資 利益剰余金

(八) 1株当たり配当額 14,409円 平成24年 3 月31日 (二) 基準日

(ホ) 効力発生日 平成24年6月27日

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

				(十四・小)
株式の種類	平成24年4月1日 現在	増加	減少	平成25年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額

551,864千円

(ロ) 1株当たり配当額

14,409円 平成24年 3 月31日

(八) 基準日 (二) 効力発生日

平成24年6月27日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額

907,786千円

(ロ) 配当の原資

利益剰余金

(八) 1株当たり配当額

23,702円

谷つの田

(二) 基準日

平成25年3月31日

(木) 効力発生日

给って加

平成25年6月28日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

第27期	第28期
自 平成23年4月1日	自 平成24年4月1日
至 平成24年 3 月31日	至 平成25年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針	(1) 金融商品に対する取組方針
当社の資本は本来の事業目的のために使用	同左
することを基本とし、資産の運用に際して	
は、資産運用リスクを極力最小限に留めるこ	
とを基本方針としております。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク	(2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である未収収益は顧客の信用リス	同左
クに晒されており、未収委託者報酬は市場リ	
スクに晒されております。投資有価証券は、主	
にファンドの自己設定に関連する投資信託で	
あり、基準価額の変動リスクに晒されており	
ます。	
営業債務である未払金は、ほとんど1年以	
内の支払期日であり、流動性リスクに晒され	
ております。	
(3) 金融商品に係るリスク管理体制	(3) 金融商品に係るリスク管理体制
信用リスク	信用リスク
未収収益については、管理部門において取	同左
引先ごとに期日及び残高を把握することで、	
回収懸念の早期把握や軽減を図っておりま	
ं छ .	
市場リスク	市場リスク
未収委託者報酬には、運用資産の悪化から	同左
回収できず当社が損失を被るリスクが存在し	
ますが、過去の回収実績からリスクは僅少で	
あると判断しております。	
投資有価証券については、管理部門におい	
て定期的に時価を把握する体制としておりま	

2.金融商品の時価等に関する事項

動性リスクを管理しております。

当社は、日々資金残高管理を行っており流

す。

流動性リスク

第27期(平成24年 3 月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません((注2)参照)。

流動性リスク

同左

(単位:千円)

		(1 12 + 1 13)
貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額

(1)現金・預金	5,761,145	5,761,145	
(2)未収委託者報酬	1,436,947	1,436,947	
(3)未収収益	1,777,274	1,777,274	
(4)未収入金	8,319	8,319	
(5)投資有価証券			
その他有価証券	16,664	16,664	
(6)敷金	361,849	258,063	103,786
(7)未払金	(1,318,980)	(1,318,980)	·

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第28期(平成25年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,753,091	6,753,091	
(2)未収委託者報酬	1,616,237	1,616,237	
(3)未収収益	2,117,109	2,117,109	
(4)未収入金	153,977	153,977	
(5)投資有価証券			
その他有価証券	19,427	19,427	
(6)敷金	291,959	218,507	73,451
(7)未払金	(1,569,259)	(1,569,259)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(汪1)金融商品の時価の算正万法亚ひに有価証券	及ひデリバティフ取引に関する事項
第27期 平成24年 3 月31日現在	第28期 平成25年 3 月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 (3) 未収収 益並びに(4) 未収入金及び(7) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価 額によっております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 (3) 未収収 益並びに(4) 未収入金及び(7) 未払金 同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左
(6) 敷金 当社では、敷金の時価の算定は、その将来 キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な 指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利 率で割り引いた現在価値より算定しておりま す。	(6) 敷金 同左

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第2/期 平成24年 3 月31日現在		第28期 平成25年 3 月31日現在	
以下については、市場価格がなく、かつ将来 キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時			
	(単位:千円) 貸借対照表計上額		(単位:千円)
	221,595 32,747	 子会社株式 関連会社株式	221,595 32,747
その他の関係会社 有価証券	31,200	その他の関係会社 有価証券	31,200

<u>۸</u>۸ ۵ ۵ ۲۲۵

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第27期	第28期
平成24年 3 月31日現在	平成25年 3 月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(江)立政原作及び河朔がめる日間正方の大井口及の原送」た訳					
第27期		第28期			
平成24年 3 月31日現在		平成25年 3 月31日現在			
(単位:千円)		_	(単位:千円)		
	1 年以内	1 年超		1 年以内	1 年超
預金	5,761,116		預金	6,752,981	
未収委託者報酬	1,436,947		未収委託者報酬	1,616,237	
未収収益	1,777,274		未収収益	2,117,109	
未収入金	8,319		未収入金	153,977	
投資有価証券			投資有価証券		
その他有価証		1,000	その他有価証		1,000
券のうち満期			券のうち満期		
があるもの			があるもの		
合計	8,983,657	1,000	合計	10,640,305	1,000

(有価証券関係)

第27期 平成24年 3 月31日現在	第28期 平成25年 3 月31日現在		
1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券		

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
│ 証券投資 │ 信託	15,700	15,500	200
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の			
証券投資 信託	964	1,000	35
合計	16,664	16,500	164

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えるもの			
証券投資 信託	16,177	14,138	2,038
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えないも			
の			
証券投資	3,250	3,400	149
信託	3,230	3,400	149
合計	19,427	17,538	1,888

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左

第28期

(退職給付関係)

第27期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日

自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

1.採用している退職給付制度の概要

退職金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 115,077千円 退職給付引当金 115,077千円

3.退職給付費用に関する事項

勤務費用43,770千円確定拠出年金への掛金支払額28,327千円退職給付費用72,098千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算は簡便法を採用して おり、確定拠出年金部分を除く退職給付費用 は「勤務費用」に計上しております。 1.採用している退職給付制度の概要 同左

2.退職給付債務に関する事項

退職給付債務 137,928千円 退職給付引当金 137,928千円

3.退職給付費用に関する事項

勤務費用39,545千円確定拠出年金への掛金支払額30,545千円退職給付費用70,091千円

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成24年 3 月31日現在)	第28期 (平成25年 3 月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	9,601千円	11,813千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	41,013千円	49,157千円
未払金	13,175千円	5,774千円
賞与引当金損金算入限度超過額	78,796千円	72,948千円
未払法定福利費否認	9,234千円	8,973千円
未払事業所税否認	3,362千円	3,438千円
未払事業税否認	40,452千円	50,026千円

		· 有価証券届出書(内国投
未払調査費	41,860千円	46,965千円
ソフトウェア償却超過額	63,265千円	54,426千円
敷金償却費	7,550千円	8,223千円
未払確定拠出年金	927千円	982千円
未払費用	3,185千円	774千円
繰延税金資産小計	312,424千円	313,504千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	312,424千円	313,504千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	58千円	673千円
その他	-	3千円
繰延税金負債合計	58千円	677千円
繰延税金資産の純額	312,365千円	312,827千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

2. 从此关别忧华已忧别未去可则用极	の仏人忧せ	の其担率との左共の原因となった工る項目的の内側
第27期 (平成24年 3 月31日現在)		第28期 (平成25年 3 月31日現在)
法定実効税率 (調整) 受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	40.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
タックスヘイブン課税 税率変更による期末繰延税金資	5.6%	
産の減額修正 交際費等永久に損金に算入され	1.3%	
ない項目 _ その他	0.2% 0.2%	
税効果会計適用後の法人税等の負担 率	45.5%	

(セグメント情報等)

<u>(セグメント情報等)</u>	
第27期	第28期
自 平成23年4月1日	自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日	至 平成25年3月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」 に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める 金融商品取引業者として運用(投資運用業)を 行っております。また「金融商品取引法」に定め る投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告 セグメントとしております。従いまして、開示対象 となるセグメントはありませんので、記載を省略 しております。	

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益 が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、 記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の 営業収益の90%を超えるため、記載を省略して おります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客への営業収益が損益 計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客が おりますが、秘密保持義務を負っているため記 載をしておりません。

[関連情報]

 製品及びサービスごとの情報 同左

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

同左

(2) 有形固定資産

同左

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,367,824	未払金	328,743

- (注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
 - *取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。
 - (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社 等 重要な取引はありません。
 - (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
 - 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
 - (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場) 東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300∓	金融商品取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,428,822	未払金	416,166

- (注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
 - *取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。
 - (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社 等 重要な取引はありません。
 - (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
 - 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
 - (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場) 東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

<u>(1休白にり情報)</u>		
	第27期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第28期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
1株当たり純資産額	202,119円00銭	234,740円42銭
1株当たり当期純利益 金額	29,640円93銭	47,001円44銭
	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載してお りません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。	当期純利益については、潜在 株式がないため記載してお りません。 (注)2.1株当たり当期純利益金額
	当期純利益 1,135,247千円	当期純利益 1,800,154千円
	普通株主に 帰属しない金額	普通株主に 帰属しない金額
	普通株式に係る 当期純利益 1,135,247千円	普通株式に係る 当期純利益 1,800,154千円
	期中平均株式数 38,300株	期中平均株式数 38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止 されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

・資本金の額 324,279百万円(平成25年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報:再信託受託会社の概要>

・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円(平成25年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関

する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。

()平成25年3月末日現在

(3) 投資顧問会社

・名称 Tokio Marine Rogge Asset Managenent Limited

・資本金の額 30万英ポンド(平成25年3月末日現在)

・事業の内容 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います

投資顧問会社は、委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社は、投資顧問会社の株式の50%を保有しております。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社(E06433) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第3【その他】

- 1.目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載するこ とがあります。
- 2.目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載す る場合があります。
- 3.請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4.目論見書の別称として「投資信託説明書(目論見書)」、「投資信託説明書(交付目論見書)」または 「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用することがあります。 5.目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 奈良 昌彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。